

介護予防通所介護相当サービスにおける入浴支援を評価する

区分の創設について

1 概要

「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）」における介護予防通所介護相当サービスについて、要支援認定者への入浴支援提供体制を強化するため、入浴支援を報酬面で評価する新たな基本報酬区分を創設します。

2 入浴支援評価区分創設の背景

現在、介護予防通所介護相当サービスにおいては、通所介護のような入浴支援に対する報酬評価の仕組みがありませんでした。

令和7年度に市、地域包括支援センター、および通所介護事業所が総合事業の今後の進め方について協議を行いました。その結果、以下の点が課題として認識されました。

- ・ 今後、要介護認定者の増加に伴い、通所介護事業所における介護予防通所介護相当サービスの受け入れ人数（介護人材との兼ね合い）が低下する可能性があります。
- ・ 介護予防通所介護相当サービスが提供する入浴支援は、住民主体の通いの場など他の支援では代替できない重要な機能であり、その利用体制を維持する必要があります。

これらの課題を解決するため、新たな区分の創設が必要であるとの結論に至りました。

3 入浴支援評価区分の開始時期

令和8年7月1日

4 入浴支援評価区分の対象者

入浴支援が特に必要と認められる利用者。

具体的には、以下のいずれかの基準に該当する利用者です。

- ・ 介護認定調査の結果、以下のいずれかに該当する場合：
 - ①「洗身」の項目で、「一部介助」「全介助」「行っていない」のいずれかが選択されている利用者。
 - ②「洗身」の項目は「介助されていない」が選択されているものの、「片足での立位保持」の項目で、「何か支えがあればできる」「できない」のいずれかが選択されている利用者。
- ・ 上記の基準に該当しないが、ケアマネジメントにより特に必要と認められた利用者。

5 入浴支援評価区分の単位

基本報酬に、入浴介助分の単位を上乗せします。上乗せ単位数は、通所介護の入浴介助加算を参考に1回あたり40単位とします。

下表の「単位数」は、この入浴支援の評価分（1回あたり40単位）を基本報酬に上乗せした合計の単位数を示しています。月単位の包括報酬（通所型独自サービス／521，522）においては、サービス利用回数に応じて5回分（計200単位）または9回分（計360単位）の入浴介助評価分が基本報酬に上乗せされています。

サービス名	対象	単位数	算定単位
通所型独自サービス／ 5 1 1	事業対象者・要支援 1 （入浴支援を実施し、1月あたり4回まで利用する場合）	476単位	1回あたり
通所型独自サービス／ 5 1 2	事業対象者・要支援 2 （入浴支援を実施し、1月あたり8回まで利用する場合）	487単位	1回あたり
通所型独自サービス／ 5 2 1	事業対象者・要支援 1 （入浴支援を実施し、1月あたり5回以上利用する場合）	1,998単位	1月あたり
通所型独自サービス／ 5 2 2	事業対象者・要支援 2 （入浴支援を実施し、1月あたり9回以上利用する場合）	3,981単位	1月あたり